

写

令和5年11月2日

品川区長
森澤 恭子 様

品川区特別職報酬等審議会

会 長 島崎 妙子

品川区議会議員の報酬の額、期末手当の支給月数等ならびに品川区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数等について（答申）

令和5年11月2日付品総総発第100号により意見を求められたことについて、別紙のとおり答申します。

答 申

1. はじめに

本審議会は、令和5年11月2日、品川区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、品川区議会議員の報酬の額、期末手当の支給月数等ならびに品川区長、副区長および教育長の給料の額、期末手当の支給月数等（以下「特別職の報酬等」という。）について諮問を受けた。

本審議会は、諮問に基づき、それぞれの委員が区民の代表としての自覚と責任をもって、その信頼に応えるべく、広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から率直に意見を交換し、慎重に審議を行った。

審議にあたっては、国や都、特に特別区における特別職の報酬等の現況や一般職の給与改定の状況等を考慮しながら検討を行い、次のような結論を得たものである。

2. 特別職等の給料の適正な額および期末手当の適正な支給月数等について

区長、副区長ならびに教育長の給料および区議会議員の報酬の額については、令和5年の一般職の給料月額改定が、初任給および若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で引き上げの改定が見込まれていることから、一般職の部長級（給料表6級）の平均アップ率0.3%をあてはめ、同率の増額改定とすることが妥当であると判断した。

また、区長、副区長および教育長ならびに区議会議員の期末手当は、一般職の期末勤勉手当改定に概ね連動していることから、一般職の期末勤勉手当支給月数を特別職等にあてはめ、0.08月分引き上げることが妥当であるとの結論に達した。

ただし、品川区職員の給料改定および期末手当の引き上げについては、職員団体と交渉中であるため、職員の給料改定率もしくは期末手当引き上げ月数が変更となった場合には、職員と同一の改定率、引き上げ月数とすることが妥当である。

なお、区長、副区長および教育長ならびに区議会議員の期末手当の支給回数についても、一般職と同様、令和5年度から3月期末手当を廃止し、6月・12月期の2回とし、令和5年度については3月期で支給予定であった分を12月期に上乗せ、令和6年度以降は6月・12月期が均等になるよう配分することが妥当である。

3. 改定額について

次のとおり特別職報酬等の額を改定することが適当である。

区長、副区長および教育長の給料月額

区 長	1,143,000 円	(現行	1,140,000 円	+3,000 円)
副 区 長	919,000 円	(現行	916,000 円	+3,000 円)
教 育 長	799,000 円	(現行	797,000 円	+2,000 円)

議員および役職にある議員の報酬月額

議 長	921,000 円	(現行	918,000 円	+3,000 円)
副 議 長	786,000 円	(現行	784,000 円	+2,000 円)
委 員 長	651,000 円	(現行	649,000 円	+2,000 円)
副委員長	626,000 円	(現行	624,000 円	+2,000 円)
議 員	604,000 円	(現行	602,000 円	+2,000 円)

4. 改定する期末手当支給月数について

次のとおり区長、副区長および教育長ならびに区議会議員の期末手当支給月数を改定することが適当である。

区長、副区長および教育長ならびに区議会議員の期末手当支給月数
(現行 3.50 月 改定後 3.58 月 +0.08 月)

5. 実施の時期について

特別職の報酬等の改定の実施時期については、本答申後速やかに実施することが望ましい。

6. おわりに

特別職の報酬等は、その役割や職責の重さなどに見合ったものであると同時に、区民の理解を得られるものでなければならない。

これまでの改定の経過や社会経済情勢等への配慮、23区内における年収ベースでの順位、一般職の給与改定の状況を考慮し、慎重に審議を行った結果、総合的な判断として今回の結論に至ったものである。

なお、区長の給与については、本答申どおり改定される場合、品川区長の給与の特例に関する条例に基づき、本答申における給料月額の変定額から2割減とする額となる。

品川区は引き続き健全財政を維持しているが、先行きが不透明な社会経済情勢において厳しい財政運営が見込まれる中、より効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じ、区民福祉の一層の向上のため、引き続き精励されることを切望するものである。

品川区特別職報酬等審議会

会 長	島 崎 妙 子
副 会 長	松 浦 啓 雄
委 員	馬 越 浩 明
委 員	島 敏 生
委 員	小 路 良
委 員	丹 治 勝 重
委 員	戸 田 達 夫
委 員	野 村 良 治
委 員	廣 瀬 隆 博
委 員	松 尾 光 惠

その他報告・意見

(1) 品川区の財政状況について

品川区の財政状況は、令和4年度普通会計決算から見ると、実質収支62億6078万円の黒字、実質収支比率は5.7%と、適正な水準が維持されている。

また、経常収支比率は74.8%、公債費負担比率は0.8%、人件費比率は13.4%といずれの指標も適正水準を維持している。これらの数値および指標より、品川区は、引き続き健全財政を維持しているといえる。

しかしながら、原材料やエネルギー価格の高騰、未だ完全な終息を向かえていない新型コロナウイルス感染症など、区財政に影響が及ぶ動きについても注視しなければならず、より一層、創意工夫を凝らし、効果的・効率的な行財政運営を推進していくことが求められている。

(2) 一般職の給与の改定状況について

一般職の給与改定としては、令和4年度に特別区人事委員会から給料月額について初任給および若年層に限り引き上げ、期末勤勉手当については0.1月の引き上げ勧告があり、勧告どおり実施された。

令和5年度は、給料月額について初任給および若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給で引き上げ、期末勤勉手当については0.1月の引き上げが勧告されている。

(3) 品川区特別職の報酬等の改定状況について

区長、副区長ならびに教育長の給料および区議会議員の報酬の額について、直近では、令和2年1月に引き下げ改定を行った。

区長、副区長および教育長ならびに区議会議員の期末手当については、直近では、令和3年12月に0.11月の支給月数の引き下げ改定を行い、現在に至る。

(4) 他区の特別職の報酬等について

それぞれの区が独自性を持って、その特徴を生かしつつ施策を推進しているところであるが、特別職の報酬等を検討するにあたり、その沿革や都区財政調整制度等を鑑み、他区との均衡も念頭におく必要がある。

現在、多くの区では特別職報酬等審議会の開催を準備しているところであるが、例年、特別区人事委員会勧告に準拠して給料・期末手当を改定している区など、多数の区が今年度も同様の形で増額改定することが予定されている。

23区内における、年収ベースの順位は現状で区長が14位、議員が20位といずれも中位から下位にある。